

八丈町農業委員会

第 1 2 回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和 2 年 3 月 2 4 日(火)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和2年3月24日(火) 9:00～10:30

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司(欠席)
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4.農業委員欠席：1名

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
〃	2	加藤 純生	〃	6	浅沼 孝教
〃	3	笹本 守彦	〃	7	奥山 利平
〃	4	西條 忍			

6.農地利用最適化推進委員欠席：0名

7.会議録署名委員の指名：3番 菊池 國仁委員、4番 菊池 寛委員

8.議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の契約期間の訂正について(利用権貸借)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

9.出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、事務局 笹本 大祐

事務局 廣瀬 悠志、 大宮 晴香

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 坂田 ひとみ
八丈支庁産業課農務担当 主任 飯田 将行
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 統括課長代理 野口 貴
島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 小林 和郎

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第12回総会を開催いたします。それでは本日の会議録署名委員ですが3番委員・4番委員をお願いします。次に会長活動報告を行います。

会長 会長活動報告

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議件の方に移って参ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年3月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振内

面積281㎡ 権利種別 3条無償移転

譲渡人

譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作する見込みがない状況である為、農地を譲受人に譲り渡す。

譲受人

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物はフェニックス・ロベレニーです。

番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1 申請地説明】

最後に許可要件ですが、

番号1の さんについては、全部効率利用・常時従事については、認定農業者ですので問題ありません。

下限面積については、経営面積が138アールと1アールを超えているため問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業をやっていききたいということです。農地については、取得後、奥様と一緒に口ベを栽培していくということです。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地に関しまして、1番推進委員お願いします。

推進委員1番 譲受人の さんについては、農業を営んでおり、これまでに実績もあるので、問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見を伺いたいと思います。4番委員お願いします。

農業委員4番 1番推進委員からもお話があったように譲受人の さんについては、フェニックス・ロベレニーを主とした農業を営んでおります。問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい。担当地区の委員の方々にそれぞれご意見いただきましたが、なにか他にご意見やご質問等がございますか。
...無いようでしたら第1号議案を許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の契約期間の訂正について（利用権貸借）を上程いたします。
本件は前回総会時に審議した件であります。契約期間の訂正ということで再度上程いたします。
なお、内容としては契約期間の訂正だけありますので、本件に直接関係する委員がおりますが、本人の退席については省略いたします。
それでは、事務局説明願います。

事務局 まずはじめに、議案第2号についてですが、議長からも説明がありましたように、対象の農地は先月の農業委員会総会において審議いただき、承認をいただいた訳ですが、総会終了後に契約期間の誤りが判明したことから、今回の総会において、「契約期間の訂正」という形で改めて審議いただきたいと思います。

事務局といたしまして、総会前に契約期間の誤りを確認できなかったこと、大変失礼いたしました。

なお、農業委員会の総会後に八丈町へ総会で審議した結果を告示している訳ですが、今回の農地については審議結果を告示する前に誤りがあった事が判明しましたので、告示取り消しの処理をさせていただきますことをご了承ください。

それでは、議案第2号の説明に移らせていただきます。

議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の契約期間の訂正について
農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年3月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

内容、場所の説明につきましては、前回と同様ですので、説明は省略させていただきます。

変更した点は1点、期間の部分となります。

前回総会では令和2年3月1日から令和12年2月28日までの10年間と説明しましたが、正しくは令和2年3月26日から令和12年3月25日までの10年間となります。

議長 説明が終わりました。本件は契約期間の訂正ということですが、なにかご意見やご質問等がございますか。

…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の契約期間の訂正については原案どおり承認することに決しました。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年3月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1 農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農用内
面積 8,964㎡ 内容は更新となります。

利用権を設定する者 利用権設定を受ける者

利用目的 観葉植物 期間 7年間 賃借料は無償となります。

続いて、番号2 農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑
農振区分 農振外 面積 1,711㎡ 内容は新規となります。

利用権を設定する者 利用権設定を受ける者
利用目的 フェニックス・ロベレニー 期間 3年間 賃借料は無償となります。

続いて、番号3 農地の所在 大字 番 登記 山林 現況 畑
農振区分 農振内 面積 18,699㎡
つづいて 農地の所在 大字 番 登記 山林 現況 畑
農振区分 農振内 面積 2,580㎡
2筆合計で21,279㎡となり、内容は更新となります。

利用権を設定する者 利用権設定を受ける者
利用目的 アシタバ・フェニックスロベレニー 期間 5年間 賃借料は無償となります。

続いて、番号4 農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑
農振区分 農用内 面積 2,096㎡ 内容は更新となります。

利用権を設定する者 利用権設定を受ける者
利用目的 キキョウラン 期間 5年間 賃借料は年間10,000円となります。

続いて、番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図を
ご覧ください。

【番号1 申請地説明】

続いて、番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号2農地の対象地域広域図を
ご覧ください。

【番号2 申請地説明】

続いて、番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号3農地の対象地域広域図を
ご覧ください。

【番号3 申請地説明】

続いて、番号4農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号4農地の対象地域広域図を
ご覧ください。

【番号4 申請地説明】

最後に確認事項ですが、

番号1の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問
題ありません。今回更新ということで、農地では、観葉植物の鉢物と原生林を育成しており、
今後も継続していくということです。

番号2の さんについては、全部効率利用、常時従事については新規認定就農者です
ので問題ありません。今回新規ということで現場を確認したところ、既にロベが栽培されてい

る状況でありました。 さんについては、今月行われた担い手協議会において新規就農者として認定されました。ロベ部会にも入会しており、今後は先輩農業者の指導を受けながら、ロベの栽培に取り組んでいく計画となっております。

番号3 の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。

今回更新ということで、農地については今後アシタバとフェニックス・ロベレニーを栽培していく計画となっております。

番号4の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。今回更新ということで、農地にはハウスが建てられており、今後もハウス内で継続して、キキョウランの栽培に取り組んでいくとの事です。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地についてですが、本件に直接関係いたします委員がおりますので、関係者となる委員は一度議場を退出願います。

...【委員1名退出】...

それでは、番号1農地に関しまして、推進委員から意見を伺いたいと思います。1番推進委員をお願いします。

推進委員1番 今回更新ということで、継続して観葉植物の栽培をしていくということであり、問題ないと思われしますので、よろしく願いいたします。

議長 続いて、農業委員からの意見を伺いたいと思います。3番委員をお願いします。

農業委員3番 1番推進委員からも説明があったように、観葉植物の栽培を継続して行っていくということで問題ないと思われします。よろしく願いいたします。

議長 議案第3号番号1の案件につきまして、ご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。

《意見等なし》

...無いようでしたら事務局は退出された委員に自席に戻られるよう伝えてください。

...【委員1名入場・着席】...

議長 続いて、番号2、3農地について、推進委員から意見を伺いたいと思います。3番推進委員をお願いします。

推進委員3番 番号2農地について、利用権を設定する者である さんは高齢の為、畑を使用しな

いと聞いております。事務局からの説明でもあったように、利用権設定を受ける さんは担い手協議会において新規就農者として認定され、ロベ部会にも入会していて、今後は指導を受けながら、ロベの栽培に取り組んでいくということで、問題ないと思われま。よろしくお願ひいたします。

番号3農地については今回更新ということで、継続してアシタバ、フェニックス・ロベレニーの栽培を行うということで問題ないと思われま。よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、番号2、3農地について農業委員からの意見を伺いたいと思ひま。1番委員お願ひま。

農業委員1番 番号2農地については3番推進委員からも説明があったように、新規就農者ではありまが、農業者の指導を受けながらロベの栽培を行うということで問題ないと思われま。よろしくお願ひいたします。

番号3農地については、更新であり、継続して引き続きアシタバの栽培とフェニックス・ロベレニーを栽培するということで問題ないと思ひま。よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、番号4農地について、推進委員から意見を伺いたいと思ひま。4番推進委員お願ひま。

推進委員4番 番号4農地については、今回更新ということで、今後も継続してキキョウランの栽培をしていくということで問題ないと思ひま。よろしくお願ひま。

議長 続いて、番号4農地について、農業委員から意見を伺いたいと思ひま。8番委員お願ひま。

農業委員8番 番号4農地については4番推進委員からも説明があったように、今後も継続してキキョウランの栽培を行うということで問題ないと思われま。よろしくお願ひいたします。

議長 議案第3号番号1番、2番、3番、4番について、何かご意見等はございまが、...無いようでしたら議案第3号に関しまして、承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については原案どおり承認することに決しました。

議長 続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局説明願ひま。

事務局 議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意

見を求める。

令和2年3月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1 農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振外
面積1,297㎡

番号1 農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振外
面積750㎡

番号1 農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振外
面積15㎡

所有権を移転する者 所有権の移転を受ける者

利用目的 畑(ユリ、野菜) 売買価格は6,872,646円となります。

移転の時期は令和2年3月31日 支払方法は口座振替

支払期限についても令和2年3月31日となります。

続いて、番号1 . . . 農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1 . . . 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1 申請地説明】

所有権を移転する者である さんについて、今回の農地は相続によって取得しており、自身が土建業の仕事をしていることから、耕作する予定はありません。

所有権の移転を受ける者である さんについては、認定農業者であり、経営規模拡大の意向にて、農地取得を希望しております。

農地の利用計画につきましては、土地購入後、施設整備を行い、ユリと季節にあわせた野菜の栽培をする計画と伺っております。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。議案第4号番号1 . . . について、推進委員から意見を伺いたいと思います。5番推進委員お願いします。

推進委員5番 所有権設定を受ける さんについては、認定農業者であり、今後ユリと季節にあわせた野菜を栽培していくということで問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 続いて、農業委員からの意見を伺いたいと思います。13番委員お願いします。

農業委員13番 5番推進委員からも説明があったように、利用権設定を受ける さんは認定農業者であり、農地取得後はユリや野菜の栽培を行っていくという計画ですので問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長 議案第4号番号1 . . . につきまして、ご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。

...無いようでしたら議案第4号番号1番 ・ ・ に関しまして、承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第4号については原案どおり承認することに決しました。